

京都市消防局訓令甲第10号

各 部

消防団・自主防災推進室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局標準職務遂行能力についての一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市消防局長 井上 元次

本則の表課長補佐の項を削り、同表作業長の項及び主任(消防司令補の階級にある者)の項中「課長補佐及び」を削り、同表主任(消防士長の階級にある者)の項中「課長補佐、係長」を「係長」に改め、同表主任(消防吏員以外の消防職員)の項中「課長補佐及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)